

## 自治基本条例 Q&A

### 「自治基本条例」とは？～自治の基本ルール～

近年、いくつかの地方自治体において、自治の理念や協働の具体的制度、行政運営の基本的事項などをあらためて規定し、体系的にまとめ上げた条例を制定する動きが見られます。それらの条例は、地方自治体によって内容に差が見られ、また名称も様々です。しかし、いずれも自治(地方自治)の基本的なあり方を定め、市民と行政(議会と市長・執行機関)の役割を明らかにしたものとして、総じて「自治基本条例」と呼ばれています。

### なぜ、そのような条例をつくる動きが出てきたのか？ ～ 大きく二つの背景があります ～

#### 【地方分権】

一つは、地方分権の進展です。三位一体改革をはじめ、国では分権の施策を進めています。また、地方分権一括法の制定により、自治体は、国の下請け機能的な状態から、国と対等・協調の関係へいわば「自治体政府」の位置付けへと大きく変わりました。

地方自治体には、これまで以上に主体性をもって、住み良い、魅力あふれるまちを実現していくことが要請されます。

そのために、海津市にふさわしい自治体のあり方を総合的に形成していくための枠組み法が必要になってきています。

#### 【社会環境】

二つ目は、社会環境の大きな変化です。住民ニーズやライフスタイルの多様化・個別化そして、コミュニティの希薄化に拍車がかかる一方、東海地震などの防災対応や少子高齢社会の到来など新たな社会的課題が生じてきました。そのためには、今までどおりの市民と行政の仕組みでは、十分に対応できなくなってきました。

そこで、多様な住民ニーズや社会的課題に対応し、解決していく新たな仕組みが「協働のまちづくり」です。市民の満足度と地域力を高めるためには、主権者である市民の皆さんが、市民同士あるいは行政と協働してまちづくりに積極的に参画していくことが欠かせません。まさに住民自治の充実が必要です。これらの大きな二つの変革を背景に、改めて「住民自治」の理念について明らかにするとともに、市民の皆さんと行政がどのように住民自治を進めていくのかを定めようとするものです。

### 他市町村の状況は？

現在、いわゆる「自治基本条例」を制定した地方自治体は、川崎市・静岡市・杉並区等(総合条例タイプ)、箕面市・厚木市等(理念条例タイプ)、北海道庁(行政基本条例タイプ)など様々です。しかし、一

一般的には住民自治の原則、市民参加制度、行政の責任、市民の責務等、市政運営等の基本理念や制度を定めており、自治体の憲法と表現している自治体もあります。

## 海津市の状況は？

海津市は、「海津市総合開発計画」において、「協働が生みだす 魅力あふれるまち 海津」を基本理念とし、その実現をめざして平成19年度から各種施策が実施されています。

また、市民参画によるまちづくりを推進するため、海津市まちづくり委員会を設置し、4つの分科会【(仮称)自治基本条例検討分科会、グリーン・ツーリズム検討分科会、戦略的交通システム検討分科会、希少生物保護育成分科会】を開催し、それぞれの課題ごとに調査・検討を行っています。

(仮称)自治基本条例検討分科会では、自治の基本原則や行政の基本ルールなどについての条例化および市民が主役のまちづくりについての方策を検討しています。

## 海津市はどんな「基本条例」を検討していくの？

「自治」に関する基本的な事項は、地方自治法をはじめとする国の法令に定められていますが、地方分権が進展する今日、特に「住民自治」に関しては、必ずしも満たされていないと考えられています。国の法令に示されていない部分について、地域、市民の視点から定義することが、まさに住民自治の本旨に沿ったものといえます。

そこで海津市では、市民参画による協働のまちづくり、すなわち、自分たちのまちのことは自分たちが決め、自分たちで取り組んでいく「住民自治」の基本理念と進め方などについて「(仮称)自治基本条例」の制定を検討していきたいと考えています。

また、今回の市民会議は、検討分科会を進める中で、より多くの市民の皆様からご意見を伺いながら魅力ある海津市のまちづくりを進めていくことが望ましいということで開催の運びとなりました。

## 憲法や地方自治法との関係は？

先にも述べたように、地方自治の基本骨格は、すでに憲法や地方自治法に定められています。それは、地方自治の本旨に基づき、全国の地方自治体が基本的に満たすべき基本骨格です。しかし、環境の変化と、価値観やニーズの多様化に十分対応し、まちづくりを進めるためには、各地方の実情を踏まえた住民自治のあり方を独自に確立していく必要があります。一方、地方分権一括法の施行に伴い、国から地方への権限委譲が進展する今日、自治体が国と対等・協調の関係に立ち、自己決定・自己責任にもとづく分権型社会を築いていくため、自治の理念やあり方について定義付けておく必要があるのです。なお、独自といっても、あくまで憲法や地方自治法に基づいて制定していくことは言うまでもありません。

## 地方自治の本旨には「団体自治」もありますが？

憲法における「地方自治の本旨」とは、「団体自治」と「住民自治」であるとされています。「団体自治」とは、簡単に言うと「海津市のことは、(国から独立して)海津市が行う」というものです。それに対して「住民自治」とは、簡単に言うと、「地域のことを一番よく知る市民が参画してまちづくりを進める」ということです。

様々な参画と協働の営みを通じて、市民主体のまちづくりを進めていくこと(=「住民自治」の充実)が、海津市が国や県に対して対等・協調して分権型社会を創ること(=「団体自治」の充実)につながっていくと考えます。

こうした考え方に立って、「住民自治」のより一層の充実を図ることを海津市の基本に据えようというのが(仮称)自治基本条例の目的でもあります。

## 総合計画との違いは？

自治体が、地域の総合行政を進めていくための政策大綱として、基本構想及びこれを具体化するための総合計画があります。これらは目指すべき将来都市像とそれを実現する、政策を体系化したものです。これに対して、(仮称)自治基本条例は、そうした政策を推進していく過程(立案・実施・評価)全体にわたって貫かれる市政運営の原則を定めるものということができます。

## 市民憲章との違いは？

基本条例が理念のみを規定したものであれば、市民憲章とさして変わりはないかもしれません。一方、具体的な制度だけを規定したものであれば、「基本」とする意味がなくなります。(仮称)自治基本条例は、理念、制度をともに盛り込んだ条例であり、市民憲章とは性格を異にするものです。

## 自治体の「憲法」という言い方がありますが？

他の市町村でもそのように表現している例があります。

海津市が現在検討している(仮称)自治基本条例は、住民自治をさらに充実していくために、参画と協働を市政運営の基本に高めようとするものであり、自治体のあり方を全ての分野にわたって一から規定しなおすというものではありません。

しかし、住民自治は自治体の最も基本的な原則ですので、海津市の市政運営において、他の条例等にもその考え方が貫かれなければなりません。

## 何が変わるのか？

行政主導型から協働型のまちづくりへの転換を着実に図っていく中で、まちづくりの参画を通じ、それを実感していただくことができると考えます。

(仮称)自治基本条例は、これまでの海津市の他の条例等による行政や市民の取り組みや実践を裏打ちし、将来に向かって担保する形で制定していくことが望ましいと考えています。

そのためにも、(仮称)自治基本条例の制定プロセスは、市民・行政がともに協働のまちづくりについて考える場として大変重要と考えます。

## 議会との関係は？

地方自治はあくまでも市長、市議会議員を住民の代表とする間接民主主義が原則です。従って市民参画によって行政の責任が軽減されるものではありませんし、市民を代表する議会の活動が住民自治の実現の大きな柱であることはいうまでもありません。

(仮称)自治基本条例は、こうした基本的な住民自治の制度を補完し、さらに充実した住民自治を実現するために、市民参画や協働の制度や手法を定め、充実した住民自治を市政の基本に高めていくことを定めようとするものです。